

## 瑞穂市行政改革推進委員会会議録

審議会等の名称	平成25年度 第2回 瑞穂市行政改革推進委員会
開催日時	平成25年11月26日(火曜日) 午後6時00分から8時15分
開催場所	瑞穂市役所 3階 第1会議室
議 題	(1) 諮問について (2) 提言内容の確認
出席委員欠席委員	(出席委員) 齋藤 康輝、今木 啓一郎、河合 和義、迫田 義一、野田 寧宏、 棚橋 和子、広瀬 恵子、竹林 茂子、藤中 広、森 光弘
公開の可否 (非公開理由)	可
傍聴人数	0 人
審議の概要	<p><u>開会</u></p> <p>【企画財政課長】 定刻となりましたので、第2回瑞穂市行政改革推進委員会を開催させていただきます。 (10名の委員出席を確認し、会議が成立している旨の宣言をした。)</p> <p>【会長】 本日はお忙しい中、会議にお集まりいただき誠にありがとうございます。市長におかれましては、会議にご出席を頂きありがとうございます。それでは市長からお話を頂きたいと思います。</p> <p>【市長挨拶・諮問】 (挨拶の後、市長から1.諮問事項、2.諮問趣旨が読み上げられ、会長に諮問書が提出された)</p> <p><u>議題(1) 諮問について</u></p> <p>【会長】 只今、諮問書を頂きましたので、この諮問が議題ということになります。まちづくり基本条例推進委員会から提起された提言については、</p>

かなりの分量を審議しなくてはいけないということになります。本日は全部について意見を出し尽くすことはできないと思いますので、1回目ということで皆さんの意見を伺って、1月にもう1回、2月に1回か2回の会議を行うことも視野に入れて審議を進めていきたいと考えております。

本日の資料について事務局より説明をお願いします。

#### 【事務局】

パワーポイントの資料で説明していきます。

まず、諮問事項については、前回の会議でご説明しましたが、「まちづくりの推進に関する提言書（審議会等について）」が提出され、これを受け、市においてこの提言にかかる対応として、事前資料としてお配りした資料3「市の対応方針（案）」を作成したところです。今回、行政改革推進委員会に諮問させていただいた内容としまして、この件を中心に審議頂きたいというものになります。

諮問のポイントですが、としまして、「提言書にかかる市の対応方針（案）に関する審議」になります。提言の内容をご説明し、それにかかる市の対応方針（案）についてご意見を頂きます。

つ目としては、「行政改革の視点からの審議会等の改革についての審議」になりますが、提言対応以外の部分においても、審議会等の改革に必要な事項がある場合、その案件についてご審議頂ければというものになります。

審議の具体的な流れとしましては、ア～エの流れになります。

についても、と同じ流れとなりますが、まず の答申事項を決定し、その後積み残した案件について審議し、答申の中に盛り込んで行くことを想定しております。

#### 【会長】

事務局からご説明頂いた内容について、ご不明な点などあればご発言頂ければと思います。

今回の諮問につきまして、まず諮問の中身を見るということで進めさせていただきます。引き続き事務局から提言についてお願いします。

#### 【事務局】

資料1の「提言書」と資料3の「市の対応方針（案）」を使ってご説明します。提言につきましては、提言書7ページ「3. 提言事項」に4項目が掲げられております。

提言(1)、「市職員の審議会等への委員としての参加」という項目についてですが、提言の具体的な内容は、「充て職以外の市職員の審議会

等の委員としての参加は、法令等に定めがある場合を除き、原則として委員に委嘱しないことにすべき」となっております。審議会等の委員構成の中で、市職員が延べ38人(10.7%)委員として選出されており、全体の1割を超える状況となっております。この提言の趣旨としましては、審議会等の委員は市長が委嘱しており、市職員が審議会等の委員になることは、諮問する側が答申する側にも加わるということになるので、これを問題視し、提言に組み込まれたものになります。

これに対する市の対応方針(案)としては、「委員の選任に関する留意事項として、市職員の審議会等への委員としての参加を制限する」ということにしております。

審議会等の委員に市の職員が委嘱されるケースにおきましては、審議において市職員の専門的な意見が必要となることが実際にあるわけですが、そういった場合は、参考人や講師などの形で職務として参加するものとし、審議会等の委員としては委嘱しないこととするものです。この制限については、「審議会等に関するガイドライン」などを策定し、その中で示す予定をしております。

#### 【会長】

**参考資料1**は、「瑞穂市審議会等一覧」になります。細かい審議会等がたくさんありますので、市職員がその場に居ないと審議が進まないものもあると思われます。**参考資料2**は、「委員の選任に関する項目別一覧」になりますが、他の自治体で審議会等の委員等に対し、どのような制限がなされているかなどが記載されています。福岡県の大牟田市では、市職員を委員として任命しない決まりがあることから比較、検討ができると思います。行政改革の観点からでも良いですし、それ以外でもお感じになっていることをご意見ください。

#### 【A委員】

**参考資料1**の審議会の名称だけで判断できませんが、審議会は市から離れたところで意見を出して頂くものですので、提言1もわかりません。「委員会」は、職員以外の部外者で審議できる会議ではないと思っていますので、「審議会」ならわかりますが、「審議会」も「委員会」もまとめて市職員を制限してしまうのはどうかと思います。

#### 【事務局】

**資料2**の「実態調査結果」を見て頂くと、審議会の種類や設置目的、審議会の仕組みが書かれていますので、まず先にこれについてご説明させていただきます。( **資料2** について説明 )

#### 【会長】

ポイントを絞って結論を出すのであれば、例えば、市民公募を増やせばいいのではないかと、女性委員の割合を増やせばいいのではないかとという答申に向けた議論があるかと思われませんが、まず参考資料1で、法律や条例で設置が義務付けられている審議会の区分をご確認ください。選考基準等の法令があって、委員選考に当たって、どの法律や条例が基になっているかをご理解頂けるかと思えます。条例での規定が多い中、「固定資産評価審査委員会」や「水防協議会」などの委員は、選考基準法令が法律になっています。

どのような仕事をするのかということはあると思いますが、審議会等をもっと市民に開かれたものにすべきだとか、どういった人が委員として参加すべきなのかという点を議論しましょう。資料2に基づく内容について、ご意見ご質問があればお願いします。

#### 【B委員】

先程【A委員】が言われたように、参考資料1には「協議会」、「審議会」、「会議」、「委員会」と4つに分かれています。

ただし、これは報酬が発生するものが掲載してあるだけで、無報酬のものは掲載されていないですね。大事な会議なのにこの中に書かれていないものはどうするのでしょうか。

私は「献血推進委員会」の委員をやっていますが、県の献血の量を定める大事な会議なのに、無報酬のため一覧に掲載されていないです。

また、私は幾つもの委員を兼任していますが、報酬の出るものの中で、年に1回、数年に1回しか開催されないような会議もありますので、提言にも含まれていますがそういうものの兼任はどうして行くのか、分けてほしいという感想を持ちました。

#### 【会長】

個別の件でも構いませんし、審議会の必要性など委員の皆さんが気になる所について、ご意見をお願いします。

#### 【A委員】

審議会や委員会の中身についての諮問がなされましたので、審議会についてこの委員会では検討しますが、もう一歩進んで、審議会自体がどうあるべきか、もっと市民から聴く機会を設ける機構を設置するなどについての検討をすべきと思います。

中身に関しても、規則等を改正しなくても済むものもありますが、審議会等の委員となりますと、根拠条例がそれぞれの審議会でありますので、議会での改正手続きが必要となります。急いで安易に答えを出してしまうと、大変な混乱を招くと思います。

### 【 B 委員 】

資料 2 の 2 ページで、審議会を年間何回開催したかが掲載されています。私は審議会とは年に 4 ～ 5 回開催するものだという意見ですが、1 機関で年 2 ～ 3 回しか開催していませんし、年 1 回の審議会もあります。今後は、「審議会のあり方」を検討しないといけません。

議会を通すような審議会もたくさんあると思いますので、審議会の内容、中身をもう少し検討すべきだと思います。

また、委員の兼任についても、充て職で「会長」となっているものは、訂正して頂きたいと思います。団体推薦となっているものも、実際には「会長」を選出していますし、所属団体には会長、副会長だけでなく、理事もたくさんいますので、委員選考に当たって充て職の書き方を考えてほしいです。

### 【 C 委員 】

瑞穂市と同じ規模の市町村では審議会等の数は、同程度なのでしょう。また、報酬の日額 6,000 円は、どのような基準からきているのでしょうか。

### 【 事務局 】

審議会の数については、瑞穂市は少ない方で、他市町村はもっと多い状況です。先程法令必置の件や附属機関に準ずる機関というお話を資料 2 でしましたが、他市町村は附属機関に準ずる機関が法令必置や法令任意の機関と同じ位あるところもあります。なぜ「準ずる」にするのかと言いますと、これは報酬が関係してしまっていて、瑞穂市では審議会等の委員報酬は、日額 6,000 円ですが、「準ずる」機関であればその半分の日額 3,000 円でやっているところが多くあります。

瑞穂市の審議会等は、すべて法令で設置されている形になっており、機関数を絞っている状態ですので、数的には少ないです。

また、委員報酬につきましても、瑞穂市は決して高くはなく、近隣市町村と千円、二千円の差はありますが、市の報酬審議会がありますので、特別職の報酬と共に付随してそこで検討をして頂いています。

### 【 会長 】

委員報酬は、自治体ごとで決めていいということで、金額的なものは比較して決めていくということによろしいでしょうか。

### 【 A 委員 】

審議会の委員は、身分上、非常勤特別職の公務員ですから、守秘義務等もありますし、報酬が支払われます。附属機関に準ずる機関の委員はいわゆる、「報償」で費用弁償的要素が強いと思います。支払根拠

がないと報酬は出せませんから、皆さんはきちんと法律に基づいた公務員になっています。

【B委員】

委員定数の件で、審議会によっては定数の半分になっているものもあるのではないのでしょうか。定数どおりの委員数であれば、公募委員がもっと増やせるかと思います。

【事務局】

一覧に掲載してあるのは、最大の委員定数ですので、それ以下になっている場合もあります。

【D委員】

審議会の委員の年齢構成は、何か資料に出ているのでしょうか。

【事務局】

今回の資料に掲載できませんでしたので、次回までに準備します。

【会長】

委員の年齢構成が分かることで、どの年齢層により審議会等の委員として関わって欲しいかということも出てくると思いますので、次回までをお願いします。また、資料1提言書8ページのまとめとして、「若年層の積極的な市政への参加」や「中長期的な将来を俯瞰する視点」など、まちづくり基本条例推進委員会の思いもありますので、併せてご意見を頂ければと思います。

【E委員】

【A委員】が言われたように、審議会の中身のあり方について、急いで議論してはいけないという意見に賛同しています。

若い人若い人と言われますが、職が安定してない若者達に、市政に参加・参画しなさいというのは大人や先輩達のエゴでしかなく、言葉を持っていない若者に審議会等の委員に公募しなさいというのは乱暴だと思います。審議会や委員会の他に、若者達が参加できるような場を考えて設けて行かないとダメだと思います。

私は「ワールドカフェぎふ」という団体のメンバーで、対話の場づくりを行っています。若い人には、がちがちに審議会だとか委員会に出て来て下さいではなく、周辺に対話の場をつくり、それを設置することで意見を反映させることはできると思います。

まず、対話の場づくりをやってみるといふのを考えて行ったほうが

いいと思います。「まちづくり基本条例」がありますが、まだ市民1人ひとりに伝わっていません。いきなり審議会等の委員に公募しましょう、市政に意識を持ちましょうと言うのは、まだ先だと思ひますし、両立して行かないといけないと思ひます。

#### 【B委員】

若者ということに関して、先ほど報酬がない委員会の一つに「明るい選挙推進協議会」を挙げましたが、朝日大学の生徒さんに委員をお願いしておりまして、協議会の中で大学の学生さんが入っているのはこの協議会1つだけなんです。いろいろなPRの方法がありますが、男子学生1名をお願いしており、本人からも女子学生も入れて欲しいという意見がありまして、是非今後学生も増やして行くことも考えて頂きたいと思ひます。

#### 【E委員】

団体の代表として審議会等に参加しているものが多いと思ひますが、会や団体の中で、どういう人材を委員として推薦するかという意見をまとめて頂けると、偏りもなくなり多様な意見も反映できる思ひます。瑞穂市は色々な方がいますので、人材発掘も含めて行っていくべきものと感じています。

#### 【F委員】

今年には合併10周年記念の年ということで、まちづくり基本条例に沿った形で、「瑞穂市合併10周年記念実行委員会」を立ち上げ、10周年の記念事業は大成功に終わりました。

様々なところから委員が集まり、そこで培った人材には素晴らしいものがあります。そういった人材に審議会等にも参加して頂き、意見を反映して頂きたいと思ひます。

#### 【会長】

朝日大学の教員として一言申し上げます。10周年記念イベントの時、留学生も市民と交流しました。朝日大学と瑞穂市とは、近く「連携に関する協定」を結ぶことになっておりまして、保健医療学部という新しい学部も大学に加わり学生も増える点ご紹介申し上げます。

また、これまで防犯ボランティアは積極的に行ってききましたが、消防団のような活動もしたいという学生もおります。そういった面で瑞穂市に貢献できればと思ひており、瑞穂市内にある大学ということで、色々な形でまちづくりに関わられるよう考えていきたいと思ひます。



公募委員を募集しても応募がなかった機関もありますので、そういったものを含めて公募の応募者数と、2枠の公募委員定数に対し、2人の応募者であった場合、選考がないというケースもあり、この選考等についても調べて資料をご提出したいと思います。

#### 【H委員】

公募の時期に関してですが、広報を見ていれば確かに分かりますが、募集時期がどの審議会もバラバラですので、それがまとまらないかなということも思いました。いつ募集があるかが分かれば、公募してみたいと思っている市民の方も参加しやすいと思います。

#### 【事務局】

委員は通常1期2年の任期のものが多く、委嘱した日は最初の会議が開催された日ということになりますので、どうしても審議会ごとにバラバラになってしまいます。

定期的開催する審議会等であれば、ある程度先の募集時期は分かりますが、計画策定やその他の審議会になると把握できないものもあります。また、公募基準や告知方法、告知期間、選考結果については、今回の諮問に関連しておりますので、その部分でご協議頂ければと思います。

#### 【会長】

公募を実施している審議会には、実際多くの方が応募されているのでしょうか。応募者は少ないのでしょうか。

#### 【事務局】

感想としましては、この「行政改革推進委員会」や「まちづくり基本条例推進委員会」のような行政の中核部分にあたる審議を行う機関への応募者は多いですが、専門的な分野の機関になりますと、応募が全くない状況です。公募しても応募者がいないため定員に達しない審議会も多々あります。公募委員の選考や抽選がありますが、現実と理想は少し違う状況です。

#### 【会長】

公募委員は、7.3%という割合になっています。この委員会やまちづくり基本条例推進委員会などは、委員が市に何かを伝えたいということが出来る機関ですので、市民の関心も高いのですが、その他の委員会についても、意欲ややる気のある方が応募しやすいような広報活動をして頂きたいと思います。

**【 B 委員 】**

女性委員に関して、廃棄物減量等推進審議会では定員 15 名のところ、現在 10 名の委員数で審議を行っています。10 名の中で女性は 2 名です。実際ゴミの問題では女性の意見は重要です。もっと女性委員を登用できるような機関は、女性の参加を更に優先して頂きたいと思います。世の中の半数は女性ですから、女性登用率が 21% では少な過ぎます。

**【 E 委員 】**

瑞穂市のホームページは P D F ファイルが多いです。

審議会等の開催告知などについても、テキストのリンクをクリックしないと P D F ファイルが見れません。

視覚障がいを持った方は、それが苦手です。ホームページは一番ハンディキャップのある方の為にあるべきなのに、P D F ファイルばかりなんです。横浜市はきちんとそうなっていますから、早急に W E B の一覧に直して欲しいです。そうすると公募委員の応募者も増えるかもしれません。ホームページは業者にお任せかもしれませんが、市の職員の中でも W E B 管理をして、情報の発信力をつけて欲しいと思います。またスマートフォンでもホームページを見れるようにして頂きたいと思います。

**【 企画部長 】**

今年度ホームページのリニューアル更新を進める予定をしておりましたが、朝日大学の経営学部と協力して新しいホームページを立ち上げることになりまして、少し遅れますが、次年度は共同研究してホームページのリニューアルをして行きますので、今のご意見を活かして行きたいと思います。

**【 E 委員 】**

今共同で研究しているという状態についても、ホームページに掲載して頂きたいと思います。既に決まって終わってしまったものを掲載するのではなく、その進行過程も掲載して頂きたいと思います。

**【 企画部長 】**

掲載可能になりましたら、実施したいと思います。

**【 F 委員 】**

公募の件ですが、環境部会のほうから新しい審議会を作りたいので3名女性委員を出してもらえないかという依頼がありました。

一般の公募のない審議会等の場合、所属団体に女性を何名出してくれとか直接依頼するのもひとつの手だと思いました。そういう方法も考えて頂けると、また違った審議ができると思いました。

【会長】

では最後に、【副会長】よりまとめのご意見をいただきます。

【副会長】

本日は、市長から諮問を受けましたが、審議会等の内容というよりはまちづくりについての審議になったかと思います。

公募のやり方についても、所属団体の推薦等の仕方も念頭に置いて、定員枠いっぱい出来るだけ多くの市民が参加して頂けるよう次回検討して行きたいと思います。

閉会

(次回会議の開催日について調整を行い、1月に第3回会議を開催することを確認して閉会した。)

事務局(担当課)	瑞穂市 企画部 企画財政課 TEL 058-327-4128 FAX 058-327-4103 e-mail: <a href="mailto:kikaku@city.mizuho.lg.jp">kikaku@city.mizuho.lg.jp</a>
----------	---